

電気通信大学 海外旅行保険プラン一覧表

	31日以内	31日超	STP・31日以内	JP・31日超	E	F
傷 害 死 亡	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円		
傷 害 後 遺 障 害	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円		
疾 病 死 亡	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円	1,000 万円		
治 療 ・ 救 援 費 用	1億円	1億円	1億円	1億円		
疾病に関する応急治療・救援費用	-	-	-	-		
歯 科 治 療 費 用	-	-	-	-		
賠 償 責 任	1億円	-	1億円	-		
携 行 品 損 害	20 万円	20 万円	20 万円	20 万円		
個人賠償責任（長期用）	-	1億円	-	1億円		
生活用動産（長期用）	-	-	-	-		
航空機寄託手荷物遅延	3 万円	3 万円	3 万円	3 万円		
航 空 機 遅 延	付帯あり	付帯あり	付帯あり	付帯あり		
旅行変更費用(中途帰国費用のみ)	-	-	50 万円	50 万円		
1 日まで	1,410 円		1,540 円			
2 日まで	1,810 円		1,960 円			
3 日まで	2,160 円		2,310 円			
4 日まで	2,470 円		2,630 円			
5 日まで	2,870 円		3,070 円			
6 日まで	3,250 円		3,480 円			
7 日まで	3,550 円		3,800 円			
8 日まで	3,830 円		4,110 円			
9 日まで	4,100 円		4,410 円			
10日まで	4,370 円		4,700 円			
11日まで	4,630 円		4,990 円			
12日まで	4,890 円		5,270 円			
13日まで	5,150 円		5,560 円			
14日まで	5,410 円		5,840 円			
15日まで	5,630 円		6,070 円			
17日まで	5,960 円		6,420 円			
19日まで	6,440 円		6,940 円			
21日まで	6,960 円		7,510 円			
23日まで	7,280 円		7,870 円			
25日まで	7,580 円		8,210 円			
27日まで	7,860 円		8,530 円			
29日まで	8,100 円		8,810 円			
31日まで	8,320 円		9,090 円			
34日まで		8,820 円		9,630 円		
39日まで		9,910 円		10,830 円		
46日まで		11,510 円		12,540 円		
53日まで		13,380 円		14,520 円		
2 か月まで		15,640 円		16,920 円		
3 か月まで		21,230 円		22,960 円		
4 か月まで		29,940 円				
5 か月まで		38,470 円				
6 か月まで		46,900 円				
7 か月まで		55,440 円				
8 か月まで		64,020 円				
9 か月まで		72,820 円				
10か月まで		81,470 円				
11か月まで		89,780 円				
12か月まで		98,430 円				

上記保険料には集金事務費100円(税込)が含まれます。

歯科治療費用付帯の場合：待機期間15日／縮小割合80%

1. 航空機遅延費用等担保特約の補償内容①

(1) 保険金をお支払いする主な場合

- ① 出発地から搭乗する予定であった航空機の6時間以上の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継地から搭乗する予定であった航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から6時間以内に代替機を利用できず、下記の費用を負担した場合

<対象となる費用>

- ・宿泊施設の客室料
- ・交通費*1
- ・渡航先での各種サービス取消料
- ・食事代

(2) お支払い額

1回の事故について、被保険者が下表のaからcに該当する費用を負担した場合、該当した費用に応じたお支払い額のうち、いずれか高い金額をお支払いします。

	被保険者の方が負担した費用	お支払い額
a	宿泊施設の客室料	3万円
b	交通費*1もしくは渡航先での各種サービス取消料	1万円
c	食事代	5,000円

*1 その航空機の代替となる他の交通手段を利用した場合の費用をいいます。

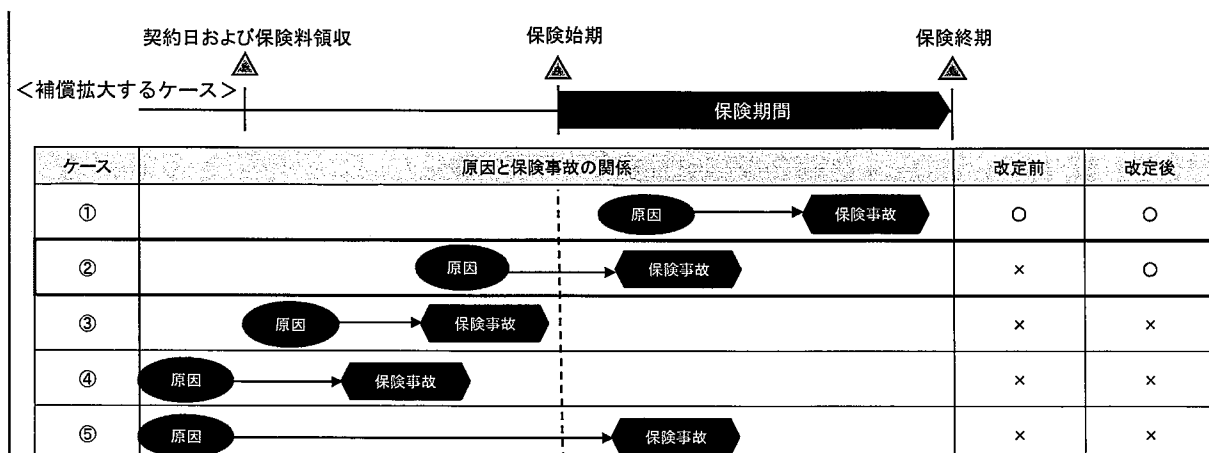
1. 航空機遅延費用等担保特約の補償内容②

(3) 保険期間開始前の事故の原因が発生した場合の取扱い

改定前の商品では、保険期間前に生じた原因により発生した保険事故については、お支払いの対象外としておりました。そのため、昨年の台風21号により関西国際空港が閉鎖(事故の原因)したことにより、航空機が欠航(保険事故)した場合、空港閉鎖前に契約手続きが完了している場合においても無責としておりました。

上記のようなケースを補償すべく、保険期間開始前に生じた事故の原因であって、契約日の翌日および保険料領収後に事故の原因が生じている場合は補償対象といたします。

なお、補償拡大となるケースは以下の通りです。



2. 航空機寄託手荷物遅延等費用担保特約の補償内容

(1) 保険金をお支払いする主な場合

- ① 出発地または乗継地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗する予定の航空機が、出発予定時刻から6時間以内に出発せず、その航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物を受け取れなかったために、出発予定時刻から96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

- ② 乗継地または目的地において、保険の対象となる方が乗客として搭乗した航空機が、乗継地または目的地に到着後6時間以内にその航空機の搭乗時に航空会社に運搬を寄託した手荷物が受け取れなかったために、乗継地もしくは目的地に到着してから96時間以内に衣類、生活必需品、その他やむを得ず必要となった身の回り品購入費の負担を余儀なくされた場合

(2) お支払い額

1回の事故につき3万円(定額)をお支払いします。